

12 国土交通省(構造改革特区21次 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
120010	2点間の観光タクシー- 精算時の運賃(近距離) における規制の緩和	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成13年国自旅第100号)	特定の空港、鉄道駅、各種乗客施設(公的医療機関等)等の定額運賃適用施設と他の定額運賃適用施設。又は定額運賃適用施設と一定のエリア間で行われる反復・継続的な運送で、3,000円等地方運輸局長が定める額に相当する距離を超えるものについて、当該施設の最短路程による運賃に適用される通常の距離運賃による額を事前に定めて運賃の引換えを行う。 ※通常の距離制運賃・・・時間距離併用制において時間加算を行わない距離制運賃	2点間における観光タクシー運行時、特に近距離の場合の精算は、時間距離併用運賃が原則であるが、これを距離運賃(事前に運行コースを定めた定額運賃)による精算とする。	個人型の着地型旅行商品造成のため、タクシーを多く活用し、タクシーの稼働率向上と乗務員の意識向上、タクシー業界及び市内全体の経済活動につながる。利用者にとって料金・仕組みが分かりやすい商品企画をするため、2点間の乗車に対するタクシーの精算を時間距離併用ではなく、距離運賃とすることを提案する。 ＜現状＞ 八戸はビジネス客が多いため個人・少人数で市内を観光する割合が高い。駅の案内所でも2、3時間で気軽に八戸を楽しむプランの提案を求められる。また物見型ではなく、ポイントで食や体験を楽しみたいという声も聞かれる。 ＜課題＞ 乗客の体験を積み込んだ目的が「近郊の住居タクシープランを商品化する場合、タクシーの精算は時間距離併用が時間加算で適用される。しかし時間距離併用運賃を適用する場合は精算額がその都度異なり、精算による渋滞等が発生すると料金に大きな差が出るため、主催者としては運賃づいて、タクシー乗務員を守るため認可運賃での精算が前提ではあるが、実情は「客待ちしているタクシーも多い」-「乗客の不安が乗務員の士気落ちるといった負のスパイラルの状態である。 ＜提案理由＞ 値下げによりタクシー業界に無理を強いるのではなく、少ない利幅でも積み上げることで利益を生むという考えにたどり着き、稼働率をあげ、乗務員の意識向上につなげたいと考え。距離運賃による精算が可能であれば精算額が事前に分かり、販売金額も設定しやすく多様なニーズに対応可能なテーマ性の高い八戸ならではのタクシープランが実現可能である。タクシー業界のみならず、観光関連事業者にも経済効果が広がると考えられる。	C	タクシーの2点間における運賃には、時間と距離を併用した運賃制が適用されており、これは、渋滞など乗務員の責に帰さない事由により生じた拘束時間を適切に運賃に反映させることにより、乗務員の労働条件を確保することや、走行距離のみに応じて運賃が決定することによって生じた走行時間を短縮するための無罪な高速運転・信号無視等の問題を解決し、輸送の安全を確保することを目的として全国的に導入された制度です。 一方、定額運賃は、相当程度の運送収入が見込まれ、乗務員の労働条件は一定程度確保されると考えられるものについて、運賃を利用者が事前に把握できるように利用者利便の向上を図るため、時間距離併用制運賃の例外として認めている制度です。 ご提案の近距離も含まれた2点間の運賃に適用するタクシー運賃を行う時間距離併用制運賃ではなく、距離制運賃に基づく算定を行う定額運賃による精算を行った場合、走行距離のみに応じて運賃が決まる距離制運賃があらゆる2点間の運賃に適用されることとなるが、乗務員の労働条件や輸送の安全、旅客の利便の確保がなされるべきであることからこれを認めることはできません。	1 0 8 1 0		(社)八戸観光 コンベンション 協会	青森県	国土交通省	
120020	新車登録前の輸入自動車(TDS認証)に対する限定された変更の承認	道路運送車両法 第七十五條第四項 自動車型式指定規則 第十條第三項	自動車の型式の指定を申請した者は、型式の指定を受けた自動車を譲渡する場合、構造、装置及び性能が保安基準に適合しているかどうかを検査し適合すると認めるときは、完成検査終了証を発行し譲受人に交付する。 また、型式の指定後に申請書の添付書面(自動車構造、装置及び性能を記載した書面、自動車の外観図、道路運送車両の保安基準の規定に適合することを証する書面の記載事項について変更したときは、変更の承認を受けた場合に限り、完成検査終了証を発行することができる。したがって、完成検査終了証が発行された自動車に対して、申請書の添付書面の記載事項について変更した場合、完成検査終了証は無効となる。	型式指定制度(TDS)で認証された輸入自動車に対し、新車登録前の輸入自動車に對し、一次的に完成検査等の必要な点検業務を実施した後、全国の販売店等へと搬送されている。各販売店等では、新車登録後にアクセサリ類等を取り付ける等の納車前整備を実施しているが、その整備すべてを外注して実施している場合や販売店自らが十分な時間を費やして実施しているケースが多発する。また、整備にかかる作業時間やコストは甚大なものが有り、インポーター等の新車整備施設を活用し、一括でのアクセサリ類等の取り付けの実施に対する要請が高まっている。 現行の法制度では、新車登録前にTDSやPHFで認証されていない設置等を取り付けることは不可能な状況にあるが、本特例措置により、年間5万台の輸入を行うインポーターの例では、アクセサリ類等の取り付け時間の短縮(月2,250時間)、外注のための二次輸送の解消(月800台/店舗当り3.5台)が見込め、環境負荷の低減やコスト削減につながる。 代替措置： 安全性については、限定的な変更に関し、インポーター等と機器メーカーが保安基準適合性を証明したうえで、取り付けに際しては整備記録等の書類を作成し、完成検査終了証等に添付することで担保する。	従来、新車登録後に全国の各販売店等が外注するなどして実施している、輸入自動車特別取扱制度で認証された輸入自動車に対するアクセサリ類の取り付けについて、新車登録前、インポーター等の新車整備施設において出荷前点検(PDI: Pre-Delivery Inspection)業務を行っている技術者が行うことで、作業時間の短縮、外注のための二次輸送の解消が図れ、環境負荷の低減やコストの削減につながる。 提案理由： 三河港では、全国シェアの約5割(2011年 約13万台)の輸入自動車を取扱っており、インポーター等の新車整備施設において、新車登録前の輸入自動車に対し、一次的に完成検査等の必要な点検業務を実施した後、全国の販売店等へと搬送されている。各販売店等では、新車登録後にアクセサリ類等を取り付ける等の納車前整備を実施しているが、その整備すべてを外注して実施している場合や販売店自らが十分な時間を費やして実施しているケースが多発する。また、整備にかかる作業時間やコストは甚大なものが有り、インポーター等の新車整備施設を活用し、一括でのアクセサリ類等の取り付けの実施に対する要請が高まっている。 現行の法制度では、新車登録前にTDSやPHFで認証されていない設置等を取り付けることは不可能な状況にあるが、本特例措置により、年間5万台の輸入を行うインポーターの例では、アクセサリ類等の取り付け時間の短縮(月2,250時間)、外注のための二次輸送の解消(月800台/店舗当り3.5台)が見込め、環境負荷の低減やコスト削減につながる。 代替措置： 安全性については、限定的な変更に関し、インポーター等と機器メーカーが保安基準適合性を証明したうえで、取り付けに際しては整備記録等の書類を作成し、完成検査終了証等に添付することで担保する。	D	現状の制度では、アクセサリ類等が取り付けられた自動車が型式の指定を受けている場合、インポーター等の新車整備施設を活用し、一括でアクセサリ類等の取り付けを実施した後、申請者が構造、装置及び性能が保安基準に適合しているかどうかを検査し適合すると認められれば、完成検査終了証を発行することが可能である。 よって、申請者が予め取り付け予定されるアクセサリ類等を含めた型式指定の申請(又は変更の承認申請)を行い、型式の指定を受け、承認申請において本重要内容が十分達成されるものと考えたい。	1 0 1 0 0	国際輸入自動車 特区	豊橋市、フォルカスオートグループ ジャパン株式会社、ファイブグループ オートモービルズジャパン株式会社、クワイスラ日本株式会社、フォードジャパン・リミテッド、ポルポカーズ・ジャパン株式会社	愛知県	国土交通省	
120030	新車登録前の輸入自動車(PHF認証)に対する限定された変更の承認	輸入自動車特別取扱制度について(依頼書)	国は、輸入自動車特別取扱の出荷があった場合、書面により届出書の添付書面の記載内容が保安基準の規定に適合していることと認めるときは、輸入自動車特別取扱届出書を交付する。 なお、輸入自動車特別取扱届出書書の交付後に届出書の添付書面(車両諸元表目録、外観図及び外観写真、構造・装置の概要説明書、保安基準の規定に適合することを証する書面、部品及び備出部分の品質管理説明書)の記載事項について変更があった場合、輸入自動車特別取扱届出書を引き続き有効とするためには、輸入自動車特別取扱変更届出書及び変更に関する添付書面を別に提出する必要がある。	輸入自動車特別取扱制度(PHF)で認証された輸入自動車に對し、新車登録前の輸入自動車に對し、新車登録前の輸入自動車に對し、一次的に完成検査等の必要な点検業務を実施した後、全国の販売店等へと搬送されている。各販売店等では、新車登録後にアクセサリ類等を取り付ける等の納車前整備を実施しているが、その整備すべてを外注して実施している場合や販売店自らが十分な時間を費やして実施しているケースが多発する。また、整備にかかる作業時間やコストは甚大なものが有り、インポーター等の新車整備施設を活用し、一括でのアクセサリ類等の取り付けの実施に対する要請が高まっている。 現行の法制度では、新車登録前にTDSやPHFで認証されていない設置等を取り付けることは不可能な状況にあるが、本特例措置により、年間5万台の輸入を行うインポーターの例では、アクセサリ類等の取り付け時間の短縮(月2,250時間)、外注のための二次輸送の解消(月800台/店舗当り3.5台)が見込め、環境負荷の低減やコスト削減につながる。 代替措置： 安全性については、限定的な変更に関し、インポーター等と機器メーカーが保安基準適合性を証明したうえで、取り付けに際しては整備記録等の書類を作成し、完成検査終了証等に添付することで担保する。	従来、新車登録後に全国の各販売店等が外注するなどして実施している、輸入自動車特別取扱制度で認証された輸入自動車に対するアクセサリ類の取り付けについて、新車登録前、インポーター等の新車整備施設において出荷前点検(PDI: Pre-Delivery Inspection)業務を行っている技術者が行うことで、作業時間の短縮、外注のための二次輸送の解消が図れ、環境負荷の低減やコストの削減につながる。 提案理由： 三河港では、全国シェアの約5割(2011年 約13万台)の輸入自動車を取扱っており、インポーター等の新車整備施設において、新車登録前の輸入自動車に対し、一次的に完成検査等の必要な点検業務を実施した後、全国の販売店等へと搬送されている。各販売店等では、新車登録後にアクセサリ類等を取り付ける等の納車前整備を実施しているが、その整備すべてを外注して実施している場合や販売店自らが十分な時間を費やして実施しているケースが多発する。また、整備にかかる作業時間やコストは甚大なものが有り、インポーター等の新車整備施設を活用し、一括でのアクセサリ類等の取り付けの実施に対する要請が高まっている。 現行の法制度では、新車登録前にTDSやPHFで認証されていない設置等を取り付けることは不可能な状況にあるが、本特例措置により、年間5万台の輸入を行うインポーターの例では、アクセサリ類等の取り付け時間の短縮(月2,250時間)、外注のための二次輸送の解消(月800台/店舗当り3.5台)が見込め、環境負荷の低減やコスト削減につながる。 代替措置： 安全性については、限定的な変更に関し、インポーター等と機器メーカーが保安基準適合性を証明したうえで、取り付けに際しては整備記録等の書類を作成し、完成検査終了証等に添付することで担保する。	D	現状の制度では、届出に係る自動車について、複数の仕様のある場合、仕様の相違が附則7「輸入自動車特別取扱制度における仕様の相違が軽微なもの取扱要領」による軽微なものに該当するときは、標準的な仕様の自動車に係るものを提出すればよいとしていること、附則7の範囲内の変更であれば輸入自動車特別取扱届出書は引き続き有効である。例として、カーナビゲーションシステムの取り付けについても、附則7の範囲内の変更として認められるのであれば同様である。 なお、仕様の相違が附則7の範囲を超える場合であっても、届出者が予め取り付け予定されるアクセサリ類等を含めた輸入自動車特別取扱届出(又は変更の届出)を行い、輸入自動車特別取扱届出書の交付を受けて、新規検査等を申請する前に一括でアクセサリ類等を取り付けることは可能であり、現行制度においても重要内容は十分達成されるものと考えたい。	1 0 1 0 2 0	国際輸入自動車 特区	豊橋市、フォルカスオートグループ ジャパン株式会社、ファイブグループ オートモービルズジャパン株式会社、クワイスラ日本株式会社、フォードジャパン・リミテッド、ポルポカーズ・ジャパン株式会社	愛知県	国土交通省	
120040	インポーター等を封印 取付代行者として承認	道路運送車両法第28条O3 道路運送車両法第105条 道路運送車両法施行令第15条 道路運送車両法施行規則第12条 道路運送車両法施行規則第3条 封印取付け委任依頼の全面改正について	国及び指定された封印取付代行者から真正な封印が正常な状態で施されている場合に、自動車の登録番号と自動車登録番号標との真正性を確認出来る。	封印の取り付けについて、新車整備施設を有するインポーター等に限り、インポーター等の新車整備施設を活用し、集中的な整備・保管、納車に対する要請が高まっている。 現行の法制度では、インポーター等が封印の取り付けを行うことは不可能な状況にあるが、本特例措置により、年間5万台の輸入を行うインポーターの例では、作業時間の短縮(月2,400時間)、各販売店等の保管スペースの縮小(120m ² /店)が見込め、コスト削減につながる。 また、欧州地域では一時的な工場訪問型の自動車購入システムを確立することで、ユーザーへの直接納車・工場見学・研修等の開催により、顧客満足度の向上を目指す。また、納車輸送の解消(月1600台)や環境負荷の低減が見込め、これをユーザーへ還元することで輸入自動車産業と観光を核とした地域の活性化が図られる。 代替措置： 封印及びナンバープレート取得については、各販売店が従来どおり実施し、各販売店とインポーター等が、封印取付後の証書(現車と車検証記載の車体との同一性を証明するもの)を共有することで、密着性を担保する。	インポーター等が封印取付代行者となることで、輸入から納車までの工程を一次的に実施することが可能となり、集中的な整備による作業効率向上、各販売店等での保管スペースの縮小等(連泊)による、コスト削減につながる。また、希望するユーザーが新車整備施設を直接訪問し、契約した車を引き取る(運転して帰宅)ことで輸送コストの削減(環境負荷の低減)が可能となり、施設見学や観光を組み合わせて、地域産業の活性化につながる。 提案理由： 三河港では、全国シェアの約5割(2011年 約13万台)の輸入自動車を取扱っており、インポーター等の新車整備施設において、新車登録前の輸入自動車に対し、一次的に完成検査等の必要な点検業務を実施した後、全国の販売店等へと搬送されている。各販売店等では、新車登録後にアクセサリ類等を取り付ける等の納車前整備を実施しているが、その整備すべてを外注して実施している場合や販売店自らが十分な時間を費やして実施しているケースが多発する。また、整備にかかる作業時間やコストは甚大なものが有り、インポーター等の新車整備施設を活用し、集中的な整備・保管、納車に対する要請が高まっている。 現行の法制度では、インポーター等が封印の取り付けを行うことは不可能な状況にあるが、本特例措置により、年間5万台の輸入を行うインポーターの例では、作業時間の短縮(月2,400時間)、各販売店等の保管スペースの縮小(120m ² /店)が見込め、コスト削減につながる。 また、欧州地域では一時的な工場訪問型の自動車購入システムを確立することで、ユーザーへの直接納車・工場見学・研修等の開催により、顧客満足度の向上を目指す。また、納車輸送の解消(月1600台)や環境負荷の低減が見込め、これをユーザーへ還元することで輸入自動車産業と観光を核とした地域の活性化が図られる。 代替措置： 封印及びナンバープレート取得については、各販売店が従来どおり実施し、各販売店とインポーター等が、封印取付後の証書(現車と車検証記載の車体との同一性を証明するもの)を共有することで、密着性を担保する。	F	現在、「ナンバープレートのあり方」に関する懇談会において、封印も含め、ナンバープレートのあり方について、幅広い観点から検討を進めているところであり、ご提案の内容も踏まえて、検討を深めてまいります。	1 0 1 0 3 0	国際輸入自動車 特区	豊橋市、フォルカスオートグループ ジャパン株式会社、クワイスラ日本株式会社、フォードジャパン・リミテッド、ポルポカーズ・ジャパン株式会社	愛知県	国土交通省	

12 国土交通省(構造改革特区21次 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
120050	出張予備検査の要件の緩和	国土交通省通達 地技第404号「輸入自動車に係る予備検査の実施について」(昭和60年12月4日)	出張予備検査を希望するインポーターは、新制度出自動車扱いの輸入自動車又は輸入自動車特別取扱制度(PHP)による輸入自動車に限り、1回当たり30台以上の台数をもって、運輸局長等に申請する。	輸入自動車特別取扱制度(PHP)で認証された輸入自動車に係る予備検査の実施について、完成検査終了証の期限が切れる等、無効になった型式指定車に限り、出張予備検査の対象とすることを容認する。	PHP車に限定して実施されている出張予備検査の要件を緩和し、インポーター等の新車整備施設ラインを最大限活用した出張予備検査の実施を促進することで、自動車検査独立行政法人への持ち込み検査を最小限に抑えることが可能になり、検査の為に取戻し時間の短縮、検査持ち込み輸送の解消が図れ、環境負荷の低減やコストの削減につながる。 提案理由: 三河港では、全国シェアの約6割(2011年 約13万台)の輸入自動車を取扱っており、臨海部に立地したインポーター等の新車整備施設において、新車登録前の輸入自動車に対し、一元的に完成検査等の必要な点検業務を実施した後、全国の販売店等へと搬送されている。 PHPによる認証を受けた車については、国土交通省通達(平成14年3月29日 国土技第261号)で原則30台以上の申請台数が確保できれば、インポーター等の新車整備施設において、自動車検査独立行政法人職員による出張予備検査を受けることが可能となる。 しかし、PHP車のブランド(特に、高級車)によっては、所定の申請台数が確保できないため、各販売店へ搬送後、持ち込みによる予備検査を受けているケースがほとんどである。また、型式指定車についても、完成検査終了証の期限が切れる等、その有効性が無効になった場合は、持ち込みによる検査を受けており、各販売店の業務を圧迫している状況である。 現行の制度では、PHP車以外の出張予備検査の実施は不可能な状況にあるが、本特例措置により、年間5万台の輸入を行うインポーターの新規では、検査の為に取戻し時間の短縮(月240時間)、検査持ち込み輸送の解消(月200台)が見込め、環境負荷の低減やコストの削減につながる。 代替措置: インポーター等は予備検査の年次・月次計画を作成し、自動車検査独立行政法人と定期的に協議する中で、施設内での出張検査の実施に最大限協力(相応のコスト負担)する。	C	IV	国際輸入自動車輸入	豊橋市、フォルクスワーゲングループ、ジャパン株式会社、ファイアットグループ、オートモービルズジャパン株式会社、クワイスラー日本株式会社、フォード・ジャパニリミテッド、ボルボ・カーズ、ジャパン株式会社	愛知県	国土交通省		
120060	沖縄県内で石油製品の製造又は原油製品の貯蔵を行う企業による石油製品の沖縄日本本土間の内航輸送に対する船舶法の規制緩和	船舶法第3条	日本各港間の輸送(貨物及び旅客)は、原則日本籍船でなければ行ることができない。	沖縄県は九州から約680km、東京から約1600kmと日本本土から隔絶した「島嶼県」で、物流は専ら海上輸送に依存している。県内で唯一、石油製品製造事業を行う南西石油は、売上額で県内第1位、製造業出荷額の約3割を占める県経済上極めて重要であるだけでなくガソリン、軽油等の県内需要の約6割、沖縄電力の発電用重油の大部分、雇島の発電原料及び航空自衛隊の航空用燃料の全量を提供する等、県民生活を支えている。「連産品」である石油製品は、製造過程でガソリン、軽油、重油、ガス等が連鎖的に生産される。同社は、本県電力会社等に発電用重油を供給しているが、企業の海外調達拡大するなか、内航船による高い輸送費は、海外精油所との競争力を失わせており、県内需要の乏しい油種等の本土市場への低減且つ円滑な輸送環境の確保は、県内での安定的な精油所運営にとって死活的に重要な課題であり、現政府が誘致・集積させた石油精製企業が本土復帰後、次々撤退した要因の一つともなっている。また県内では、撤退した石油企業の本社工場の一部を促して原油の高品質生産が行われている。特に東北震災発生後、本土と隔絶した地震等の即時防災を回避できることが注目され県内にデータセンターの集積が進んでいるが、規制が緩和されれば、エネルギー企業のBCMの観点からも、原油の貯蔵・中継地点としての可能性が大きく高まる。沖縄にはすでにANAの国際貨物中継基地という成功モデルがある。今回の提案は、我が国のエネルギー安全保障を高めるとともに、産業の空洞化に歯止めをかけ、沖縄県における石油関連産業を再生、本県経済の活性化に資するものである。	沖縄県は九州から約680km、東京から約1600kmと日本本土から隔絶した「島嶼県」で、物流は専ら海上輸送に依存している。県内で唯一、石油製品製造事業を行う南西石油は、売上額で県内第1位、製造業出荷額の約3割を占める県経済上極めて重要であるだけでなくガソリン、軽油等の県内需要の約6割、沖縄電力の発電用重油の大部分、雇島の発電原料及び航空自衛隊の航空用燃料の全量を提供する等、県民生活を支えている。「連産品」である石油製品は、製造過程でガソリン、軽油、重油、ガス等が連鎖的に生産される。同社は、本県電力会社等に発電用重油を供給しているが、企業の海外調達拡大するなか、内航船による高い輸送費は、海外精油所との競争力を失わせており、県内需要の乏しい油種等の本土市場への低減且つ円滑な輸送環境の確保は、県内での安定的な精油所運営にとって死活的に重要な課題であり、現政府が誘致・集積させた石油精製企業が本土復帰後、次々撤退した要因の一つともなっている。また県内では、撤退した石油企業の本社工場の一部を促して原油の高品質生産が行われている。特に東北震災発生後、本土と隔絶した地震等の即時防災を回避できることが注目され県内にデータセンターの集積が進んでいるが、規制が緩和されれば、エネルギー企業のBCMの観点からも、原油の貯蔵・中継地点としての可能性が大きく高まる。沖縄にはすでにANAの国際貨物中継基地という成功モデルがある。今回の提案は、我が国のエネルギー安全保障を高めるとともに、産業の空洞化に歯止めをかけ、沖縄県における石油関連産業を再生、本県経済の活性化に資するものである。	C	一	沖縄県	沖縄県	国土交通省			
120070	「105-1222搭乗型移動支援ロボット」における公道実証実験事業」における公道実証の実施要件の緩和(4)	①道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条 ②国土交通省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第1条の規定により準用する道路運送車両の保安基準第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示(平成二十三年国土交通省告示第二百九十六号)第3号 ③国土交通省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示(平成十七年国土交通省告示第四百七十九号)第3条	・実証実験に係る道路使用許可の取扱いに際しては、搭乗型移動支援ロボットが道路運送車両法の保安基準に適合し、又は同基準の緩和措置を受けた灯火装置を備えていない場合には、実施時間開始日時から日没までの時間に限ることとしている。 ・当該ロボットについては、昼間のみ運行するものについては、前照灯及び後部反射鏡の基準の緩和が可能となるよう措置されている。	構造改革特別区域の特定事業105-1222の「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」における公道実証の実施要件の緩和を要望するもの。 4. 夜間走行する場合の、保安基準を満たす前照灯の設置 現状では夜間走行実験を行うためには保安基準を満たす前照灯の設置が義務づけられている。これら夜間の実験を行うことを検討しているが、歩道を走行する際、保安基準を満たす前照灯は眩しすぎず対向する通行者に対して危険でもあると考えられる。歩道走行には自転車程度の前照灯で十分であり、その程度の照度の前照灯の設置が望ましいと考えられる。	D		つくば市	茨城県	警察庁 国土交通省				
120080	離島航路事業者が行う周遊航路事業の実施円滑化	海上運送法第20条第2項	旅客船(旅客定員13人以上)による人の運送をする事業については、①一般旅客定期航路事業者等(以下「定期航路事業者」といふ)の一定の航路に就航し輸送を行う事業と、②それ以外の「人の運送をする不定期航路事業」(海上運送法第20条第2項、以下「不定期航路事業」)に区分され、定期航路事業者等については、高い公共性等から、その事業の適性を確認するための許可制とし、人の運送をする不定期航路事業者は届出制としている。 一定の航路に該当するか否かについては、航路就航としての反復性・定型的性が認められるかという観点から、年間3日以内の連続(連続航路視しない)であれば、一定の航路に該当しない(即ち、定期航路事業者には該当しないものとして扱う)という柔軟な取扱いをしている。	海上運送法の規定に基づく指定区間を運航する離島航路事業者が船舶等の空き時間に実施する周遊事業(不定期航路事業)を実施する場合、同法第21条第1項の旅客不定期航路事業の許可を不要とし、届出で実施できるようにする。 提案理由: 海上運送法の規定に基づく指定区間を運航する航路事業者が船舶等の空き時間に周遊事業を実施する場合、同法第21条第1項の旅客不定期航路事業(不定期航路事業)を実施する場合、同法第21条第1項の旅客不定期航路事業の許可を不要とする。 このことにより、島を訪れる観光客が増え、「生活航路」である定期旅客船の利用者増加に繋がり、欠損に対する国及び地方公共団体の補助額の抑制が図られることと、離島航路の安定的な維持・確保が図られる。 既存の航路事業者が船舶等の空き時間に航行周遊事業を行うため、安全確保と利用者保護のための方策については満たすことができる。 指定区間を運航する航路事業者が船舶等の空き時間に周遊事業を実施する場合を想定しており、周遊事業を実施しなくても発生する減価償却費等は、本来の「生活航路」を維持していくうえで必要経費であり、離島航路補助を観光を目的とした事業に充てようとするものではない	海上運送法の規定に基づく指定区間を運航する離島航路事業者が船舶等の空き時間に実施する周遊事業(不定期航路事業)を実施する場合、同法第21条第1項の旅客不定期航路事業の許可を不要とし、届出で実施できるようにする。 提案理由: 海上運送法の規定に基づく指定区間を運航する航路事業者が船舶等の空き時間に周遊事業を実施する場合、同法第21条第1項の旅客不定期航路事業(不定期航路事業)を実施する場合、同法第21条第1項の旅客不定期航路事業の許可を不要とする。 このことにより、島を訪れる観光客が増え、「生活航路」である定期旅客船の利用者増加に繋がり、欠損に対する国及び地方公共団体の補助額の抑制が図られることと、離島航路の安定的な維持・確保が図られる。 既存の航路事業者が船舶等の空き時間に航行周遊事業を行うため、安全確保と利用者保護のための方策については満たすことができる。 指定区間を運航する航路事業者が船舶等の空き時間に周遊事業を実施する場合を想定しており、周遊事業を実施しなくても発生する減価償却費等は、本来の「生活航路」を維持していくうえで必要経費であり、離島航路補助を観光を目的とした事業に充てようとするものではない	C	一	兵庫県、南あわじ市	兵庫県	国土交通省			
					国内沿岸輸送(カボタージュ)は、自国海運業・自国船員の維持、国内安定輸送の確保等の観点から、自国内の物資又は旅客の輸送は原則として自国船舶に限ることが国際的な慣行となっている。主要海運国において維持されている制度であって、我が国においては船舶法第3条により原則規定されている。 上記の趣旨に鑑みると、提案のあった事項については、沖縄県内航海運事業者及び船員の雇用に多大な影響を及ぼすおそれがあることに加え、他の国内航路にも波及し、我が国の内航海運事業者及び船員の雇用全体にも甚大な影響が生じ、我が国における安定輸送の確保に支障が生じるおそれがある。 なお、平成21年の構造改革特区(第16次)における沖縄県からの提案を受け、沖縄県特別措置法に規定する「特別自由貿易地域」又は「自由貿易地域」に立地する企業が地域内で製造等を行った貨物のうち、沖縄県又は沖縄県が指定する機関がその旨の証明をしている貨物については、船舶法第3条に基づく国土交通大臣の特許として、日本の船舶輸送事業者が運航する外国籍又は二国間の相互主権に基づく外国籍船での日本本土への輸送を特例措置として認めているところであるが、本特例措置は沖縄県の地理的特徴並びに上記「特別自由貿易地域」及び「自由貿易地域」制度の趣旨等を踏まえたものである。 以上により、提案のあった事項については、特区としての対応は困難である。								

12 国土交通省(構造改革特区21次 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係省庁
120090	電動カート等の軽自動車として登録可及び車検の免除	道路運送車両法第3条、第58条 道路運送車両法施行規則第2条、第35条の2、別表第1	自動車の種別については、道路運送車両法施行規則別表第1に定めている。 検査対象外軽自動車については、道路運送車両法施行規則第35条の2に定めている。	これから購入または既に有する軽自動車のうち、内燃機関以外を原動機とし、その定格出力が3kw以下、かつ、最高速度20キロメートル毎時未満のものにあつては軽自動車として登録できるようにして、道路運送車両法施行規則第35条の2に規定する検査対象外軽自動車としていただきたい。	輸島市内では、市内でイベントが実施される場合、地域の賑わい創出を目的として、民間企業を中心となり、祭事として、道路使用許可を得て歩道等を閉鎖し、電動カートによる送迎の実験を行っている。 電動カートによる送迎等は、地域のにぎわいづくりに資するものであると考えられ、更に、高齢化が進む地域においては、電動カートは、生活の定着にも期待できるものであると考えております。 ついでには、上記の理由から、求める措置の具体的内容のとおり、検査対象外軽自動車の要件を緩和していただきたい。	C		提案のあった電動カーを公道走行させるためには、安全確保、環境保全の基準(保安基準)に適合させる必要があります。これは検査対象であるか否かに関わらず必要であり、検査対象外軽自動車であっても、保安基準への適合義務が免除されるわけではありません。	1 0 4 0 0 1 0	輸島商工会議所	石川県	国土交通省	
120100	公営住宅の入居資格の緩和	公営住宅法 第23条	公営住宅制度については、日本国憲法第25条の理念に基づき、国及び地方公共団体が協力して、これを住民に困難する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸等することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするものであり、「低額所得者」の具体的な要件としては、①高齢者、障害者等の数量階層については収入分位40%に相当する金額(21万4千円)以下で事業主体が条例で定める金額、②本来階層については収入分位25%に相当する金額(15万8千円)を超えないことと規定していること。 ※収入分位25%とは、全国の2人以上世帯を収入の低い順に並べ、収入の低い方から4分の1番目に該当する収入に相当する分位をいう。	公営住宅の入居資格の収入基準を越えても入居可能にすること。	公営住宅法第23条では、入居資格として収入基準が設定されているため、収入基準を超えての入居が出来ない状況である。 久万高原町は、町村合併以後も過疎化が進み、町の周辺地域ではより過疎化が進行している。町の中心部では住宅の需要も多いが、一部の住宅では募集してもほとんど応募がない状況で空家状態が続いているため、収入基準を超えての入居を認め入居者の幅を広げる事で、住宅を有効利用し老朽化を防止すると共に空家の解消を図りたい。 金額の上限とかの設定は無く、入居対象を広げる事で空家を解消したい。	D		公営住宅の入居収入基準については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)による改正後の公営住宅法(平成24年4月1日施行)に基づき、収入分位50%に相当する金額(25万9千円)を上限として、事業主体が条例で定めることとなる。このため、地域の住宅事情等を勘案した柔軟な入居収入基準の設定が可能となる。	1 0 1 1 7 0 1 0	久万高原町	愛媛県	国土交通省	
120110	公営住宅の家賃規定の柔軟な運用	公営住宅法 第16条	公営住宅の家賃は、住宅に困難する低額所得者にとって、適切で公平な入居者の負担を軽減するために、応能応益方式で定めるところ。具体的には入居者の収入に応じて設定される家賃算定基礎額に、①市町村の立地条件を表す市町村立地係数、②当該公営住宅の床面積の広さを表す規模係数、③当該公営住宅の老朽化の程度を表す経過年数係数及び④公営住宅の設備等の利便性を表す利便性係数を乗じることで算定される。	公営住宅の家賃規定によらない家賃設定で入居可能にすること。	公営住宅法第16条では、公営住宅の家賃は政令で定めるところにより、事業主体が定めている。 久万高原町は、町村合併以後も過疎化が進み、町の周辺地域ではより過疎化が進行している。町の中心部では住宅の需要も多いが、一部の住宅では募集してもほとんど応募がない状況で空家状態が続いているため、家賃規定を柔軟に運用し入居者の幅を広げる事で、住宅を有効利用し老朽化を防止すると共に空家の解消を図りたい。 所得分位でない料金設定(定額)等を可能とし、入居対象を広げる事で空家を解消したい。	D		公営住宅の家賃については、公営住宅の有する利便性に応じ、事業主体が一定の裁量を持って定めることとされている(法施行令第2条第1項第4号)。 そのため、現行公営住宅制度においても、事業主体の裁量により柔軟な家賃の設定は可能である。	1 0 1 7 0 2 0	久万高原町	愛媛県	国土交通省	
120120	公営住宅における居住の必要のない利用に関する緩和	公営住宅法 第1条、第23条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第1条、第3条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 第7条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条	公営住宅制度は、日本国憲法第25条の理念に基づき、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困難する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸等することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするものであり、特定優良賃貸住宅制度は、中間所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とするものであり、例えば高層階の一時的なリゾート滞在等を目的とするものではない。	公営住宅の入居資格を緩和し、住所を置かなくても入居を可能にすること。	公営住宅法第23条及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条では、入居資格として居住することが規定されているため、居住しない場合は入居が出来ない状況である。 久万高原町は、平成16年の町村合併以後も過疎化が進み、町の周辺地域ではより過疎化が進行している。町の中心部では住宅の需要も多いが、一部の住宅では募集してもほとんど応募がない状況で空家状態が続いているため、居住しない場合の入居を認め入居者の幅を広げる事で、住宅を有効利用し老朽化を防止すると共に空家の解消を図りたい。 住民票の異動無効で入居を可能とし、入居対象を広げる事で空家を解消したい。	D		公営住宅制度は、住宅に困難する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的とし、特定優良賃貸住宅制度は、中間所得者等の居住の用に供する住宅の供給を目的とするものであるが、本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内で、地域の実情に対応した弾力的な活用ができることとなっている。 このため、町の過疎化が進み、募集してもほとんど応募がなく、公営住宅等に空家が生じている事情があれば、補助金適正化法第22条に基づく目的外使用の承認を得ることにより、その活用を図ることが可能となっている。	1 0 0 1 7 7 0 0	久万高原町	愛媛県	国土交通省	
120130	民間事業者による有料道路事業(道路整備特別措置法)の運営の実現	道路整備特別措置法第10条、第12条、第17条、第20条 等	地方道路公社は、国土交通大臣の許可を受けて、道路を新設し、又は改良して、料金を徴収することができる。	道路整備特別措置法では、一般国道又は都道府県道を新設又は改良し、料金を徴収できる者は地方道路公社及び道路管理者に限定しており、また、道路管理者の権限の代行についても地方道路公社のみに限定しているが、これらの制限を緩和し、民間事業者による有料道路事業(道路整備特別措置法)の運営を認める。	【事業の内容】 道路整備特別措置法の規制を資金を含めて緩和し、民間事業者による有料道路(道路整備特別措置法)の運営を認め、民間企業の経営ノウハウを活用することで、民間の事業機会を創出するとともに、良質な利用者サービスを提供する。 【提案理由】 昨年6月1日にPFI法が改正され、コンセッション方式(運営権の付与)の制度化が一步進んだが、道路整備特別措置法に基づき有料道路については、国において有料道路制度全体のあり方を検討されている状況にあり、道路整備特別措置法については改正されておらず、民間事業者が有料道路の管理・運営を行うことは認められていない。そこで、構造改革特区制度を活用して民間事業者にも有料道路(道路整備特別措置法)の運営を認めようとするものである。	-	-	ご提案の実現に向けて検討を進めることとし、具体的な方策については、今後ご相談させていただきます。		1 0 2 8 0 1 0	愛知県	愛知県	国土交通省

12 国土交通省(構造改革特区21次 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省市庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
120140	東部丘陵線(リニモ)駅周辺における高架下の建築規制の緩和	都市計画法第8条、第12条の5 建築基準法第48条、別表第2	建築基準法に基づく特定行政庁の許可により立地可能。	都市計画法では、市街化調整区域内における建築物の建築を制限し(第29条、34条、43条)、また、建築基準法第44条では、道路内の建築物について、公益上必要な場合などにおいて建築審査会の同意を得た建築物以外の建築を制限しているため、リニモ駅周辺のリニモ及び県道力石名古屋線の高架下を両法の適用除外とする。	【事業内容】 リニモ駅周辺のリニモ及び県道力石名古屋線の高架下を、都市計画法第29条、43条及び建築基準法第44条の適用除外とすることで、駅周辺の高架下空間の活用の可能性を広げ、駅利用者や周辺住民の利便性を向上させる施設を設置するなど有効利用することにより、駅周辺に賑わいを創出する。 【提案理由】 ・ 建築基準法第44条では、原則として道路内での建築を禁止しており、例外的に建築が認められる場合を限定列挙している。このうち、今回該当する第2号では、「公益上必要な建築物」に限定されており、商業施設など利用者の利便性に資する施設は認められていない。 ・ 都市計画法では、市街化調整区域内における開発行為や建築物の建築について許可制(第29条、第43条)としているが、高架下にある「道路」敷地における開発行為や建築物の建築が、通常の土地と同様に制限される。 ・ そこで、本提案により、リニモ駅周辺のリニモ及び県道力石名古屋線の高架下の有効利用及び手続きの簡素化を図ることとしたい。 ・ なお、本件が認められた場合、高架下の有効活用を図ることができ、また、開発行為や建築物の建築が行われる箇所は高架下に限定されるため、無秩序に開発行為などが広がる懸念はない。	D		市街化調整区域での開発行為又は建築行為は、都市計画法第34条各号に規定する土地基準のいずれかに該当すれば、開発許可権者(都道府県知事、政令指定都市、中核市、特別市及び事務処理市町村の長)が許可できることになっている。 また、ご指摘の高架の道路の路面下に設けられる建築物は建築基準法第44条の許可対象となる旨、政令第145条第2項に規定されており、提案主体である特定行政庁(提案主体である愛知県等)が、周囲の環境を害するおそれがないこと等と認めて許可した場合に建築が可能である。 以上より、現行規定により対応は可能である。		1 0 2 8 0 2 0	愛知県	愛知県	国土交通省
120150	航空法による建物等設置制限地区での容積率の緩和	建築基準法 第92条	地区計画の策定や総合設計等の制度を活用することにより対応可能。	航空法による建物等設置制限地区における準工業地域について、建築基準法で定められている容積率を緩和するものである。	【事業内容】 中部臨空都市の準工業地域について容積率(現行十分の三十)を十分の八十まで引き上げる。 【提案理由】 高さ制限のため、建築物は45m(10~11階建て)までしか建設することができず上空の利用に制限がある。その代替措置として、容積率を緩和し有効に空間を活用することができる。	D		ご提案理由の航空法による建物等設置制限地区による高さ制限のため上空の利用に制限あり、その代替措置として、容積率を緩和してほしいという趣旨が不明であるが、容積率は、用途地域の指定と併せて、建築物の用途に応じた密度規制により、市街地環境を確保することを目的として、地方公共団体が決定する仕組みとなっている。 また、地域の実情に応じた地区計画等の都市計画諸制度の活用や建築基準法第59条の21に基づき一定の空地を有することにより周辺の市街地環境の整備改善に資すると認められる建築物について特定行政庁の許可の範囲内で容積率の緩和を可能とする制度(総合設計制度)の活用により容積率制限を緩和することが可能である。	1 0 2 8 0 3 0	愛知県	愛知県	国土交通省	
120160	農業用水を利用した小水力発電に係る水利使用許可権限の都道府県知事への移譲	河川法第9条、第23条、第24条、第26条第1項 河川法施行令第2条、第20条の2	1級水系について、河川法第23条の許可を受けたものために取水した流水のみを利用する発電については、従属元の許可権者に許可申請をする必要があります。	地方分権改革の観点に立ち、農業用水を利用した小水力発電に係る水利使用許可権限をすべて都道府県知事に移譲し、事務手続きの迅速化等を図る。	【事業内容】 農業用水を利用した小水力発電に係る水利使用許可の権限を都道府県知事に移譲する。 【提案理由】 平成23年3月31日に河川法施行令が改正され権限移譲が行われたものの、管理区間及び取水量の条件付け(1m3/未満)があり、本県において高いポテンシャルを有している大規模農業用水地域は権限移譲のメリットが生じない。	F	I、II	現在、行政刷新会議を中心に、エネルギー分野の規制・制度改革を検討しているところであり、平成24年2月に示された検討事項として小水力発電に関する事項もあげられているところです。 農業用水など既存の許可水利権の範囲内で行う従属発電については、河川の流量への新たな影響が少ないことから、水利使用手続のあり方について検討することとしています。 また、一定の流量や発電規模等の要件に該当する小規模な水力発電については、大規模な水力発電とは異なる取扱いとする方向で今後検討することとしています。 その他、水利権取得申請について、手続の簡素化・円滑化に向けた対応を行うことを検討しています。	1 0 2 8 1 8 8 0	愛知県	愛知県	国土交通省	
120170	農業用水を利用した小水力発電に係る水利使用許可手続きの簡素化(河川区域内における従属発電)	河川法第23条、第24条、第26条 河川法施行規則第40条	流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第23条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準を高たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障をおそれないか、河川管理者が審査をしたうえで許可します。	河川区域内における農業用水を利用した従属発電に係る水利使用許可手続きの簡素化を図る。	【事業内容】 河川区域内に設置されているダムや頭首工等において、水利使用の許可を受けた範囲内での従属利用の場合は、水利使用許可手続きの簡素化を図る。 【提案理由】 平成17年度以降、河川区域「外」における農業用水を利用した従属発電については、水利使用許可手続きの簡素化がなされたものの、河川区域「内」に設置されたダムや頭首工等では従属発電を行う場合は新規の水利使用許可手続きを要するため。	C		河川区域内において発電所に係る工作物を設置する際には、河川の治水、利水、環境への影響や発電施設の洪水時の安全性について確認する必要があります。 なお、昨年の平成23年7月22日付け閣議決定において「小水力発電が河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できるよう、海外事例等各種データの収集や調査・研究に着手する。」とされていることから、現在調査を行っているところであり、引き続き調査を行い、維持流量設定手法の簡素化について検討していく予定です。	1 0 2 8 1 9 0	愛知県	愛知県	国土交通省	
120180	農業用水を利用した小水力発電に係る水利使用許可手続きの簡素化(従属発電)	河川法第23条、第24条、第26条 河川法施行規則第40条	旧河川法以前より取水している等により河川法の許可があつたものとみなす水利使用(以下「慣行水利権」という。)において従属発電を行う場合、以下の方法のいずれかで行うこととする。 ①慣行水利権については、改めて水利使用許可とした上で、従属する小水力発電の水利使用に係る申請手続き等を簡素化。 ②慣行水利権はそのまま、小水力発電の水利使用許可については、通常の申請手続きで行う。	慣行水利権における農業用水を利用した従属発電に係る水利使用許可手続きの簡素化を図る。	【事業内容】 慣行水利権の取水範囲内での従属利用で、他に影響を及ぼさない場合であって、地域住民・行政職員・学識者等が構成する地域協議会で認められた場合は、許可水利権と同様に水利使用許可手続きの簡素化を図る。 【提案理由】 慣行水利権の農業用水で従属発電を行う場合は、慣行から許可水利権への切り替え、または新規発電としての水利使用許可手続きを要するため。	C		慣行水利権については、許可水利権とは異なり、取水を行う河川の流量、工作物の安全性等が審査されておりません。また、取水量報告が行われていないことから、届出等どおりの取水量であるか確認出来ないため、申請に当たり関係する添付書類を省略することはできません。	1 0 2 8 2 0 0	愛知県	愛知県	国土交通省	
120190	山間部の溪流等における新規小水力発電に係る水利使用許可手続きの簡素化	河川法第23条、第24条、第26条 河川法施行規則第40条	河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水が行えるものであること、河川管理者が審査をしたうえで許可します。	他に影響を及ぼさない山間部の溪流等における新規小水力発電については、水利使用許可手続きの簡素化を図る。	【事業内容】 山間部の溪流等において小水力発電を新規に導入する場合、減水区間が軽微であるなどに影響を及ぼさない場合は、水利使用許可手続きの簡素化を図る。 【提案理由】 東三河地域などの山間部の溪流等は地形的に落差に恵まれ、小水力発電のポテンシャルが高いものと考えられるが、新規に水利使用許可手続きが必要となることから、河川流量のチェック、水計算、治水・利水・環境への影響検討、関係河川利用者の同意など、多大な時間と手間を要する。	F	IV	河川区域内において発電所に係る工作物を設置する際には、河川の治水、利水、環境への影響や発電施設の洪水時の安全性について確認する必要があります。 なお、昨年の平成23年7月22日付け閣議決定において「小水力発電が河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できるよう、海外事例等各種データの収集や調査・研究に着手する。」とされていることから、現在調査を行っているところであり、引き続き調査を行い、維持流量設定手法の簡素化について検討していく予定です。	1 0 2 8 2 2 1 0	愛知県	愛知県	国土交通省	

12 国土交通省(構造改革特区21次 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省市からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
120200	市街化調整区域における土地開発規制の緩和	都市計画法第29条、第34条、第43条	市街化調整区域での開発行為又は建築行為は、都市計画法第33条各号に規定する基準に適合し、かつ、同法第34条各号のいずれかに該当すれば、開発許可権者(都道府県知事、政令指定都市、中核市、特例市及び事務処理市町村(※)の長)が許可できている。	市街地に隣接している。市街化調整区域においては、その調整区域内における土地開発を、東日本大震災の影響等による電力不足の解消並びに地球温暖化対策に適合した設備を有する建築物においては、開発を許可する。具体的には太陽光発電設備を具備した、21世紀型の娯楽施設の建築を促進する。	市街化区域に隣接する。市街化調整区域内の農地においては、従業者の高齢化並びに継承者不在が非常に多い社会環境となっている。近隣における市街化調整区域では、他の用途への転用が難しく、いわゆる耕作放棄地の割合が増加しており、このままでは市街化区域に隣接する市街化調整区域は疲弊の一途をたどることとなる。東日本大震災の影響等による電力不足の解消並びに地球温暖化対策に適合した設備を有する建築物であれば、娯楽施設に限り、ある一定の条件を満たせば、構造改革特区により、市街化調整区域内の土地開発規制緩和することにより、これにより電力不足の解消、高齢者農家の救済や耕作放棄地対策が図られるばかりか、政府が定める「CO2等排出目標」において、2020年までに25%減(1990年比)の達成に寄与できるものである。	C	娯楽施設は、一定の集客性が認められ、無秩序な市街化を引き起こすことがあることから、都市計画法第29条又は第43条に規定する許可を適用除外とすることはできない。 なお、市街化調整区域での開発行為又は建築行為は、都市計画法第34条各号に規定する立地基準のいずれかに該当すれば、開発許可権者(都道府県知事、政令指定都市、中核市、特例市及び事務処理市町村の長)が許可できている。		1 0 3 0	株式会社 玉越 愛知県	国土交通省		
120210	工業専用地域における用途地域の緩和措置	都市計画法第8条、第12条の5 建築基準法第48条、別表第2	都市計画の変更や建築基準法に基づく特定行政庁の許可により立地可能。	尼崎臨海地域(国道43号以南)において、運河再生プロジェクト基本計画に位置づけられたカフェ・レストラン等の飲食店については、建築基準法第48条第1項本文及び同法別表第2(各)の5に定められた用途規制の適用を除外する。	提案理由: -同法第48条第1項ただし書きにより、工業専用地域において建築してはならない建築物の建築も許可できるが、民間事業者としては、公営での意見聴取、建築審査会の同意等の手続きが煩雑で、公営等のための資料作成等の経済的負担や時間もかかるうえ、立地が認められない場合も法的には考えられるなどリスクが大きく、誘致促進の大きな障害となっている。 -運河再生プロジェクト整備計画は、県、市、隣接する工場を所有する企業、地元住民等と構成される実行委員会の理解の下に進められ、既に及び予定される飲食店の種類、規模をあらかじめ限定してあげば、法の定める許可手続きを省略しても、工業の利便性を損なう恐れがない。 -用途地域の変更は、工業生産環境を維持するという上位土地利用方針との整合性から考えられない -他の都市計画の手法を生産環境を維持する市によるまちづくり計画の策定等が必要となるが、先行事例が少なく、市は慎重な態度であるため、まず特区による建築規制緩和により事例の発掘・積み上げを行う -今回の建築の実現により運河再生プロジェクトの実施計画(あらかじめカフェ・レストラン)等の立地可能場所や業態を定めて、特区として広く周知することができれば、実現可能性が高く、運河周辺に賑わいの中核となる施設の誘致を促進することができることとなり、地域の活性化に寄与する。	D	用途地域に関する都市計画は、将来にわたる土地利用のあり方を定めるものであるため、公告・縦覧等の手続きを経て、都道府県又は市町村において定めることとしている。 また、建築基準法第48条ただし書きに基づく用途規制の例外許可においても、上記のような都市計画の手続きを経ない代わりに、利害関係者の意見の聴取を行い、建築審査会の同意を得た上で、特定行政庁が許可することとしている。 このように、用途規制の変更や適用除外については、その重要性に鑑み、都市計画法や建築基準法に基づき、当該地域においてその公平性及び妥当性を担保するための十分な手続きを経て行われるものであり、また、地方公共団体の判断により、用途地域の変更や特別用途地区、地区計画の策定等により対応可能な制度がすでに設けられている。さらに、ご提案の地区は、特区提案者である兵庫県がそもそも都市計画において工業専用地域として決定した地域であり、ここで一定のエリアを指定して、飲食店等の立地を推進しようとする場合は、都市計画の手続きを経て、県において工業地域等の用途地域に変更することにより対応可能であるので、県内において十分に調整された。	1 0 3 0	兵庫県	兵庫県	国土交通省		
120220	学校統廃合において小中学校児童生徒が使用する合同校舎における階段の寸法の取扱いの合理化	建築基準法施行令第23条第1項	小学校における児童用の階段の上げけ寸法は、16cm以下としなければならない。また、中学校における生徒用の階段の上げけ寸法は、18cm以下としなければならない。	学校統廃合において小中学校児童生徒が使用する合同校舎における設計基準の緩和	少子化に伴う学校統廃合に関して、児童の動線を工夫することにより、既存中学校校舎の利用を可能とする。 提案理由 本市においては、現在小学校が13校(児童数1,328人 1校平均102人)、中学校が4校(生徒数697人 1校平均174人)であるが、昨今の少子化傾向により、年々児童生徒数が減少している。このため、適正配置(学校統廃合)が喫緊の課題となっている。 また、今後の計画によれば、既存中学校の空き教室に近隣の小学校児童を通学させることも想定されることである。 しかし、小学校と中学校は校舎の設計基準が異なる。 特に階段の「上げけ」の寸法に差があることから、大規模な修繕工事が必要になり、地方自治体の財政運営に与える影響も大きいものがある。このため、「上げけ」の寸法について、中学校校舎の設計基準である18cm(小学校16cm)のまま、既存の中学校校舎利用を可能とした。 代替措置 「上げけ」の寸法は、小学校児童のために法的に配慮された寸法であることから、十分尊重する必要がある。このため、小学校児童用の教室や、児童の動線を主に1階に集中させることで、影響を最小限とした。	D	小学校の児童が使用する教室等を1階に配置することにより、児童の動線は1階に集中させ、児童用階段を使用しないこととすれば、当該階段は「小学校における児童用の階段」に該当しないこととなるため、上げけ寸法を16cm以下とする必要はなく、ご提案の代替措置を講ずることにより現行制度で対応可能である。	1 0 3 7 0 1 0	那須町	栃木県	国土交通省		
120230	公有水面埋立地における用途区分の柔軟化	-公有水面埋立法第2条及び第29条 -公有水面埋立法の一部改正(昭和49年6月14日法律第158号、河政発第57号)記1(4) -埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要がある区域における公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第27条及び第29条の適用に係る特例措置について(平成17年6月27日国土河政第28号、国港管第253号)記2(3)及び記4 -埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要がある区域における公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第27条及び第29条の適用に係る特例措置について(平成17年6月27日国土河政第28号、国港管第253号)の一部改正(平成23年3月9日国土河政第147号、国港総第741号)	公有水面の埋立ては、国民共有の財産である公有水面を埋立て、特定の者に土地の造成を認め、所有権を移転するものであり、公益にかんがって土地利用がなされる場合に埋立免許がなされる。埋立地の用途は、埋立ての必要性を判断するうえで最も重要な事項の一つであるため、埋立地の用途についてなるべく具体的であることとしているところであり、埋立地の用途のうち工業用途については、「統計法の規定による日本標準産業分類のうち中分類によること」としているところである。 なお、地方公共団体が臨海部の活性化を図る必要があると認める区域について、工業用途については、従来の用途区分では特定が困難な利用形態や統合的な土地利用に対応する柔軟として「製造業用地」とすることができる特例を講じているところである。	埋立地の用途のうち、「工業用途」については、統計法の規定による日本標準産業分類のうち中分類により定められた用途として用いられていたものを、一定条件の下※で「製造業用地」として活用することができる。近年、特に高性能な高品位な製品の生産・販売において、物流(ロジスティクス産業)は、商品の製造・物流・販売までの業務を貫通し、生産効率で最適化を図るSCMの中核として、製造と物流の両者が連携し隣接して立地するケースが出てきているなど、いままでにない産業形態が現れており、埋立免許の用途として、予め両者のエリアを明確に区分することが困難になっている。 したがって、経済活動の実態に即し、物流施設も含めて「製造業用地」とすることができよう。用途区分の柔軟な運用を行う特例措置を講ずることにより、企業の立地需要にあわせて用途での土地の供給が可能となり、埋立地における企業誘致を促進することができる。 ※一定の条件 地方公共団体が作成する臨海部活性化計画を埋立地の有効利用により、臨海部の活性化を図るものと港湾管理者が認定した場合	D	埋立地の用途は、埋立ての必要性を判断するうえで最も重要な事項の一つであるため、なるべく具体的であるとしておりますが、その用途区分については、ご提案にありました「工業用途」を除けば、特に定めはありませんので、目的に応じた用途区分を設定することはさしつかえのないものと考えております。 また、公有水面埋立法第4条第1項第3号において、「埋立地/用途が土地利用又は環境保全二側面とも大地方公共団体(港湾局等含む)/法律に基づく計画二進歩セザルコト」が求められますので、法令等による計画が定められている場合は、当該計画との整合を図ったうえで埋立地の用途(区分)を設定することになりますが、現行制度において対応可能であるとと考えています。	1 0 4 1 0	大阪市	大阪府	国土交通省			